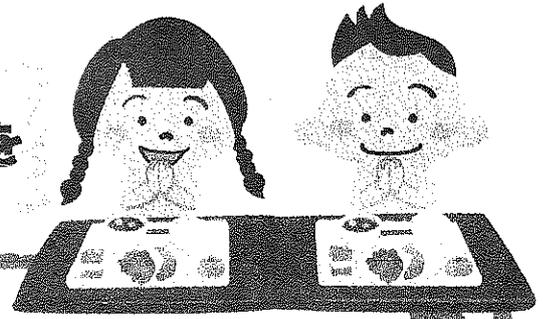


どの子もお金の心配をしないで給食を



給食費は今いくら？

日野町では、米飯給食の補助や食材の高騰による値上げに対する補てんを実施されていますが、現行での小学生の給食費は毎月3,600円で、中学生の給食費は4,200円です。

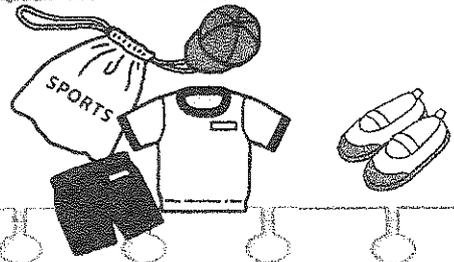
全国の平均値を下回っているものの、3人の子どもさんがおられる場合毎月10,800円～12,600円で、2人の子どもさんでは毎月7,200円～8,400円になり、11か月では約80,000円～140,000円の負担となります。

給食無償化 県内では一

- 小中学生ともに全額無償
 - ・豊郷町（2018年度から無償）
 - ・高島市（2021年度から無償）
 - ・甲良町（2023年度から無償）
 - ・竜王町（2024年度から無償）
- 小学生のみ無料
 - ・長浜市（2016年9月から無料）
- 中学生のみ無料
 - ・湖南市（2023年度から無料）
 - ・草津市（2024年4月から無料）
- 2子は半額補助、3子以降は無料
 - ・近江八幡市
- 3子以降は無料
 - ・大津市 ・多賀町
- 米飯（週3回）補助のみ
 - ・日野町

給食費以外にもかかる教育費

日野町内の小中学生の保護者の方に聞き取りをした結果、給食費以外での費用負担は—



小学校

- 毎月の学級費は 2,000円
 - ・学習プリントやドリル
 - ・理科の教材費など
- 年間で支払いは 4,000円
 - ・リコーダー ・習字セット
 - ・裁縫セット ・辞書など
- + ● 高学年は ・修学旅行の積み立て
 - ・卒業アルバム代
- + ● 1年生は ・ランリュックやランドセルなど

中学校

- 学年費 6月に 14,600円
 - (PTA会費3,600円含む)
- 9月に 11,000円
- 12月に 11,000円
- 校外学習代 約5,000円
- 修学旅行代(沖縄) 6～7万円
- 入学時にかかる費用 約10万円
 - ・制服 ・体操服 ・パール(スリッパ)
 - ・カバン など (・別途自転車代)
- その他 都府県によって都府

学校給食の役割



学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において活用することができます。

特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。

また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど高い教育効果が期待できます。

出典：食に関する指導の手引より抜粋

学校給食の目標

2008年6月に学校給食法が大幅に改正され、学校給食の目標が4つから7つになり、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になりました。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労に重んずる態度を養うこと。
6. わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

食育の視点

健康にかかわる問題は、日ごろの食習慣によるところが多いことが指摘されています。生涯にわたる健康作りのために正しい食習慣を身につけることが必要です。

学校では、子どもたちが健康で生き生きとした生活を送ることができるように、学校給食を中心に、いわゆる「食に関する指導」を行われています。

1. 食事の重要性

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

2. 心身の健康

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。



食品を選択する能力

正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

3.感謝の心

食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ

4.社会性

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。

5.食文化

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

出典：文部科学省「食に関する指導の手引」-第二次改訂版-

県内市町の就学援助所得基準と対象費目(表2)	所得基準※	学用品費	通学用品費	校外活動費	体育美技用品費	修学旅行費	通学費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	卒業アルバム代等	オンライン学習通信費	医療費	給食費	その他			
																大津市	彦根市	長浜市
大津市	1.2倍	○	○	○	○	○	○						○	○				
彦根市	1.2倍	○	○	○		○								○	通学用自転車10,000円、通学用ヘルメット2,000円			
長浜市	1.35倍	○	○	○		○								○				
近江八幡市	1.2倍	○	○	○		○								○				
草津市	1.2倍	○	○	○	○	○					○	○	○	○				
守山市	1.2倍	○	○	○	○	○	○				○		○	○				
栗東市	1.2倍	○	○	○	○	○						○	○	○	通学用ヘルメット1,980円			
甲賀市	1.5倍	○	○	○		○	○				○		○	○				
野洲市	1.2倍	○	○	○	○	○	○				○		○	○				
湖南市	1.2倍	○	○	○		○					○	○	○	○				
高島市	1.2倍	○	○	○		○												
東近江市	1.2倍	○	○	○	○	○	○						○	○				
米原市	1.5倍	○	○	○		○		○				○		○				
日野町	1.2倍	○	○	○		○				○				○	災害共済掛金を免除			
竜王町	1.2倍	○	○	○		○	○											
愛荘町	1.3倍	○	○	○		○								○				
豊郷町	1.2倍	○	○	○		○						○	○					
甲良町	1.2倍	○	○	○		○												
多賀町	1.3倍	○	○	○		○						○	○	○				

2024年11月現在。費目は文科省が定めたもの。※＝生活保護世帯の所得基準に対する倍率

(目的)

第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項および学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒または入学予定者(翌年度に小学校または中学校へ入学予定の児童および生徒をいう。以下同じ。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、就学の援助を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(一部改正〔平成30年教委規則5号〕)

(給付対象経費)

第2条 この規則により給付することができる対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学用品費 児童または生徒の所持に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品(実験および実習材料費を含む。)の購入に係る経費
- (2) 通学用品費 小学校または中学校の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が、通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨傘、上履きおよび帽子等)の購入に係る経費
- (3) 校外活動費 児童または生徒が校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。))をいう。以下同じ。)のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費および見学料
- (4) 修学旅行費 修学旅行(小学校または中学校を通じて、それぞれ1回に限る。)に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代および旅行傷害保険料
- (5) 新入学児童生徒学用品費等 小学校または中学校に入学した児童または生徒(年度当初に援助費給付対象者として認定された児童または生徒に限る。)もしくは入学予定者が通常必要とする学用品および通学用品(ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、体操服、雨靴、雨傘、上履きおよび帽子等)の購入費
- (6) PTA会費(学習支援費) 小学校または中学校において、学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
- (7) 学校給食費 小学校および中学校に在学する児童または生徒で学校給食を受けている場合の当該学校給食に要する費用の実費

(一部改正〔平成30年教委規則3号・5号〕)

(給付対象者)

第4条 給付対象者は、法第17条の規定により日野町立小学校または中学校に在学する児童、生徒または入学予定者の保護者および町内に住所を有し、県立中学校に在学する生徒または県立中学校入学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、PTA会費(学習支援費)および学校給食費の給付については、同法第13条の規定によりその児童または生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者を除く。)
- (2) 準要保護者
 - ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく町民税の非課税または同法第323条の規定に基づく町民税の減免
 - (ウ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免
 - (エ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
 - (オ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条および第90条の規定に基づく国民年金の掛金の減免
 - (カ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険税の減免または徴収の猶予
 - (キ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 保護者の職業が不安定で、学級費、PTA費等の学校納付金の納付が滞っている者および学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて困窮していると認められる者のうち、その世帯の前年の総収入(同一世帯全員の収入で給与所得者については、所得税法(昭和40年法律第33号)別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額)が、毎年度文部科学省が示す特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表に基づき、算出した生活扶助額(第1類、第2類、冬季加算および教育扶助を含む。)に1.2を乗じて得た額を年間額(12箇月分)に換算した額以下のものであって、教育委員会が認める者

(イ) アに掲げるもののほか、教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者

(一部改正〔平成30年教委規則3号・5号・令和3年4号〕)

日野町就学援助費受給申請書

日野町教育委員会 様

経済的な理由により就学援助費の給付を受けたいので申請します。

1 申請者（保護者）

住所	〒 日野町		
ふりがな 保護者氏名		電話番号	

2 申請理由（前年度または現年度において該当する番号に○をつけてください）

(1) ~ (7) に当てはまらない場合は、(8) に○をしてください。

申請理由項目	添付書類
(1) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	—
(2) 地方税法に基づく町民税の非課税または減免	左記申請理由を 証明する書類
(3) 地方税法に基づく個人の事業税の減免	
(4) 地方税法に基づく固定資産税の減免	
(5) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免	
(6) 国民健康保険法に基づく保険税の減免または徴収猶予	
(7) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給	
(8) 同一世帯の収入が一定基準以下	

※「同一世帯の収入が一定基準以下」の場合、日野町が保有する税情報にて審査します。

3 対象児童生徒および世帯の状況

対象	ふりがな 児童生徒氏名	生年月日	学校名（4月1日現在）	学年
		年 月 日	学校	年

4 承諾および確認事項

(以下の項目に「レ」を付けてください。すべての項目に承諾がなければ受け取ることができません)

<input type="checkbox"/>	審査にあたって日野町教育委員会の職員が世帯構成員全員の課税台帳および住民基本台帳を閲覧すること
<input type="checkbox"/>	学校諸費（学校給食費・学用品費）等に未納が生じた場合、就学援助の受領等にかかる一切の権限を在籍する学校長に委任し、就学援助費から未納額を差し引かれること
<input type="checkbox"/>	審査にあたって、必要があれば地域の民生委員児童委員が調査に伺うこと
<input type="checkbox"/>	虚偽の申請を行った場合、認定の取消および就学援助費の返還を求めること
<input type="checkbox"/>	世帯構成員の変更など申請内容に変更があった場合は、学校へ報告すること

新入学学用品費の入学前支給を申請するの方のみ「レ」を付けてください

<input type="checkbox"/>	入学前支給を受けた場合、入学後の新入学学用品費は対象とならないこと
<input type="checkbox"/>	入学前支給を申請する場合、次年度入学予定の学校は日野町立小中学校または県立中学校であること
<input type="checkbox"/>	入学前支給を受給された後に町外に転出された場合は、返金はできませんが、当該町で学